

菊池事件50回忌記念講演会

～再審の実現をめざして～

9月17日(土) 開場 午後1時30分
開演 午後2時～

入場
無料

於：菊池恵楓園内 恵楓会館

<講師>

志村 康さん (菊池恵楓園入所者自治会副会長)

～Fさんの思い出～

八尋光秀さん (ハンセン病訴訟西日本弁護士代表)

～菊池事件と再審請求～

1951年8月、熊本県の小さな村の衛生職員Aさんの自宅にダイナマイトが仕掛けられるという事件が起きた。

ハンセン病と診断され、菊池恵楓園への入所勧告を受けていたFさんが疑われた。

「自分ではない」というFさんの弁明は入れられず、恵楓園の園内で行われた裁判で、翌年の6月9日に懲役10年の有罪判決がくだされる。その1週間後、Fさんは恵楓園内の拘置所から逃走した。7月7日、山道でAさんの惨殺死体が発見された。

確たる証拠がないまま、Fさんがやったものとされ、山狩りの末Fさんが逮捕される。

Fさんの無実の訴えは届かない。

1953年8月29日、Fさんに死刑判決がくだる。

翌年控訴は棄却され、1957年8月23日、上告も棄却されて死刑が確定した。

Fさんは再審請求を行った。1度目も2度目も棄却された。さらに3度目の再審請求が棄却された翌日、1962年9月14日、Fさんに対する死刑執行が行われてしまった。

今年の9月14日はFさんの50回忌となる。

Fさんの無念さに想いを馳せながら、さらなる再審請求の可能性を探りたい・・・

Fさんの最後の日々を志村さんに、ハンセン病問題だけではなく再審請求にも詳しい八尋弁護士に再審の可能性について話していただく。

Fさんの無言の声に耳を傾けてください。

主催：菊池恵楓園入所者自治会・菊池恵楓園の将来を考える会

(連絡先：菊池恵楓園入所者自治会 合志市栄3796 電話096-248-5342)